

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第38号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（昭和48年岩手県規則第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(営業許可証)</p> <p>第13条 条例第5条第1項に規定する営業許可証は、<u>別記様式</u>によるものとする。</p>	<p>(営業許可証)</p> <p>第13条 条例第5条第1項に規定する営業許可証（以下「<u>営業許可証</u>」という。）は、<u>様式第1号</u>によるものとする。</p> <p><u>(条例第8条第2号の規則で定める者)</u></p> <p>第21条 <u>条例第8条第2号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</u></p> <p>(1) <u>他の都道府県の知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長からのふぐの種類鑑別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有する者としての認定、免許、登録等（以下この条において「認定等」という。）を受けている者（最後に当該認定等を受けた日以後に条例第12条第1項の規定に基づき条例第8条の規定による認定（以下「認定」という。）を取り消された者を除く。）</u></p> <p>(2) <u>認定等に係る試験に合格した者であって、当該試験に最後に合格した日以後に認定等を受けたことがないもの（当該試験に最後に合格した日以後に条例第12条第1項の規定に基づき認定を取り消された者を除く。）</u></p> <p><u>(認定の申請)</u></p> <p>第22条 <u>条例第8条第2号に掲げる者に該当する者として認定を受けようとする者は、別に定める様式によるふぐ処理者認定申請書に前条各号のいずれかに該当すること及び申請者の生年月日を証する書類の写しを添えて、知事に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(認定試験の方法)</u></p> <p>第23条 <u>条例第9条に規定するふぐ処理者認定試験（以下「認定試験」という。）は、学科試験及び実技試験により行う。</u></p> <p><u>2 認定試験の科目は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>学科試験</u></p> <p><u>ア 水産食品の衛生に関する知識</u></p> <p><u>イ ふぐに関する一般知識</u></p> <p>(2) <u>実技試験 ふぐの処理</u></p> <p><u>3 認定試験は、満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了した者でなければ受けることができない。</u></p> <p><u>(受験願書)</u></p>

第24条 認定試験を受けようとする者は、別に定める様式による受験願書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 写真(出願前3月以内に撮影した正面、上半身、無帽の名刺型のもの)

(2) 前条第3項に該当する者であることを証する書類の写し

(条例第10条の規則で定める者等)

第25条 条例第10条の規則で定める者は、条例第12条第1項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由に相当する事由に該当して第21条各号のいずれかに該当しなくなった者(同項第2号に掲げる事由に該当して認定を取り消された者を除く。)とする。

2 条例第10条の規則で定める日は、条例第12条第1項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由に相当する事由に該当して第21条各号のいずれかに該当しなくなった日(同項第2号に掲げる事由に該当して認定を取り消された場合を除く。)とする。

(認定証)

第26条 条例第11条第1項に規定する認定証(以下「認定証」という。)は、様式第2号によるものとする。

(認定事項の変更の届出)

第27条 条例第8条に規定するふぐ処理者は、その氏名に変更があったときは、別に定める様式によるふぐ処理者変更届により知事に届け出なければならない。

(認定証の書換え交付等の申請)

第28条 第14条及び第15条の規定は、認定証について準用する。この場合において、第14条第1項中「条例第5条第3項」とあるのは「条例第11条第2項において準用する条例第5条第3項」と、「営業許可証書換え交付申請書」とあるのは「ふぐ処理者認定証書換え交付申請書」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第28条において読み替えて準用する前項」と、第15条第1項中「条例第5条第4項」とあるのは「条例第11条第2項において準用する条例第5条第4項」と、「営業許可証再交付申請書」とあるのは「ふぐ処理者認定証再交付申請書」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第28条において読み替えて準用する前項」と読み替えるものとする。

(条例第13条の規則で定める事項)

第29条 条例第13条の規則で定める事項は、次のとおりとする

<p>(再開の届出)</p> <p>第21条 [略]</p>	<p>(1) <u>条例第2条に規定する基準を満たすふぐを処理する施設以外の場所でふぐの処理を行わないこと。</u></p> <p>(2) <u>ふぐの選別を厳重に行い、種類不明のふぐ及び食用以外のふぐを確実に排除すること。</u></p> <p>(3) <u>凍結したふぐを使用する場合は、摂氏マイナス18度以下で急速に凍結したものを用い、その解凍は、有毒部位の毒が可食部位に移行することがないように流水等を用いて迅速に行い、解凍後は直ちに処理に供し、再凍結は行わないこと。</u></p> <p>(4) <u>有毒部位の除去は、的確に行うこと。</u></p> <p>(5) <u>有毒部位の除去に使用する包丁、まな板等の器具は、専用のものを使用し、処理作業中であっても、必要に応じ、清水で十分に洗浄すること。</u></p> <p>(6) <u>除去した有毒部位は、他の食品又は廃棄物に混入しないよう施錠できる容器に保管し、焼却等により確実に処分すること。</u></p> <p><u>(条例第14条の規則で定める書類)</u></p> <p>第30条 <u>条例第14条の規則で定める書類は、営業許可証その他知事が適当と認める書類とする。</u></p> <p>(再開の届出)</p> <p>第31条 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

別記様式を様式第1号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第2号 (第26条関係)

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日

ふぐ処理者認定証

氏 名
生年月日 年 月 日生

食品衛生法施行条例第8条の規定によりふぐ処理者として認定したことを証する。

年 月 日

岩手県知事 氏 名 印
(A4)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年6月1日から施行する。

(既存ふぐ処理者)

2 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例(令和6年岩手県条例第25号。以下「一部改正条例」という。)附則第2項前段の規則で定めるものは、知事がふぐの種類を鑑別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を修得させることを目的として行った講習会を修了した者又はこれと同等以上のふぐの種類を鑑別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有すると他の都道府県の知事、保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長が認める者(以下「講習会修了者等」という。)であって、県内

で業としてふぐの処理を行ったことがあるものとする。ただし、一部改正条例附則第4項において読み替えて準用する一部改正条例による改正後の食品衛生法施行条例（平成12年岩手県条例第30号。以下「改正後の条例」という。）第12条第1項の規定に基づき業としてふぐの処理を行ってはならないことを命ぜられた者を除く。

3 一部改正条例附則第2項に規定する既存ふぐ処理者（以下「既存ふぐ処理者」という。）は、同項後段の規定による届出をしようとするときは、別に定める様式による既存ふぐ処理者届に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 講習会修了者等であることを証する書類の写し

(2) この規則の施行の前日に県内で業としてふぐの処理を行ったことがあることを証する書類

4 一部改正条例附則第2項後段の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 既存ふぐ処理者に該当する者であること。

(2) 業としてふぐの処理を行う意思を有すること。

5 一部改正条例附則第3項に規定する既存ふぐ処理者届出済証は、附則様式によるものとする。

6 次の各号のいずれかに該当する者は、改正後の条例第8条第2号に掲げる者に該当しないものとする。

(1) この規則による改正後の食品衛生法施行細則（以下「改正後の規則」という。）第21条第1号に規定する認定等（以下「認定等」という。）を受けている者であって、最後に当該認定等を受けた日以後に一部改正条例附則第4項において読み替えて準用する改正後の条例第12条第1項の規定に基づき業としてふぐの処理を行ってはならないことを命ぜられたもの

(2) 認定等に係る試験に合格した者であって、当該試験に最後に合格した日以後に一部改正条例附則第4項において読み替えて準用する改正後の条例第12条第1項の規定に基づき業としてふぐの処理を行ってはならないことを命ぜられたもの

7 改正後の規則第27条の規定は、既存ふぐ処理者について準用する。この場合において、同条中「ふぐ処理者変更届」とあるのは「既存ふぐ処理者変更届」と読み替えるものとする。

8 他の都道府県の知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長がふぐの種類の鑑別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有すると認める者（認定等を受けている者を除く。以下「他の都道府県の知事等が認める者」という。）であって、一部改正条例附則第4項において読み替えて準用する改正後の条例第12条第1項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由に相当する事由に該当して他の都道府県の知事等が認める者に該当しなくなったものは、該当しなくなった日から起算して1年を経過するまでの間は、改正後の条例第8条の規定による認定を受けることができない。

附則様式（附則第5項関係）

受理番号 第 号
受理年月日 年 月 日

既存ふぐ処理者届出済証

氏 名
生年月日 年 月 日生

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（令和6年岩手県条例第25号）附則第2項の規定による届出を受理したことを証する。

年 月 日

岩手県知事 氏 名 印

(A4)